

# 笠松町に住みたい、 住み続けたいという方を応援します

## 定住促進助成金を交付

定住人口の増加を図るため、町内に住宅を新築されたり、新築住宅を購入された方に、「定住促進助成金」を交付します。

<p>対象となる方</p>	<p>次の①から④のすべての条件にあてはまる方</p> <p>①平成24年1月2日から26年1月1日までに住宅を取得し入居された方</p> <p>②町内に住所のある方</p> <p>③住宅に入居する世帯全員の町税などに未納がないこと。 ※町税などとは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、水道料金をいう。</p> <p>④住宅取得時に、関係法令や条例などに違反していないこと。</p>
<p>対象となる住宅</p>	<p>玄関やトイレ、台所、居室があり、利用上の独立性を持った住宅（賃貸住宅を除く）であること。 ※床面積の制限はありません。</p>
<p>助成される額</p>	<p>住宅に課税される固定資産税の額（ただし、併用住宅の場合は、居住部分に課される固定資産税額） （標準的な事例） 床面積 140㎡ 課税標準額（評価額） 1,200万円の場合</p> <p>①税額を算出します。1,200万円×税率（1.4%）＝168,000円</p> <p>②新築軽減税額（120㎡分が1/2）を算出します。 168,000円×120㎡÷140㎡×1/2＝72,000円</p> <p>③本来の税額から新築軽減税額を引いた額が助成額となります。 168,000円－72,000円＝ <b>96,000円</b></p>
<p>助成期間</p>	<p>ア 一般の住宅（イ以外の住宅） 3年度分</p> <p>イ 3階建以上の中高層耐火住宅など 5年度分</p>
<p>申請方法と必要書類</p>	<p>「笠松町定住促進助成金交付申請書」に次の書類を添付し、税務課へ申請してください。</p> <p>①住宅に入居する世帯全員の住民票の写し</p> <p>②建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写しと住宅の建物登記簿謄本の写し</p> <p>③住宅に入居する世帯全員の納税状況などの調査を認める同意書</p> <p>④上の①から③のほか、町長が必要と認める書類</p>

【申請・問合せ先】税務課